

フランス労働組合運動の財政基盤

平 井 和 秀

労働組合運動の方向は、社会、経済の情勢や、運動理念のあり方などとの関連で決定される程度が大きいものであることは、いうまでもない。

しかし、そこには同時に、労働組合の組織形態、指導者の特性、財政力などの影響が及んでいることも見逃せない点であろう。本稿は、フランス労働組合運動を規定する諸要因をとりあげ、解明を行う一連の作業のうち、労働組合財政の問題に焦点をあて、その実態を明らかにしようとするものである。

フランス労働組合運動は、ナショナルセンターが複数であること、財政力が弱いこと、などのために、アメリカ、ドイツなどのそれに比べれば行動上の制約を蒙ることが多いという点は、これまで多くの研究者によっ

て指摘されているところである。

そして、財政力の点に限って言えば、ごく近年まで、企業の中に法的な直接活動拠点を有しなかったため、組合費徴収の第一歩に大きな困難が認められること、組合からナショナルセンターに至る組織系統の中で、財源配分をめぐって意見の対立が続いたこと、人件費など組合組織の管理に要する費用の比重が相対的に高く、教育宣伝費、ストライキ基金、共済事業等運営費などの比重が低いこと、などの特徴が指摘されよう。

一 組合費の決定基準と徴収方法

組合費は、二つの要素について決定される。一つは、証紙 *carte confédérale* であり、一つは証票 *timbres* であ

⁽¹⁾ある。証紙は、ナショナルセンターが年一回発行し、その額は、総連合の規約に基づき、総連合全国委員会 Comité Confédéral National が決定する。一方、証紙についても、その発行及び最低額の決定は総連合が行うものの、その実行額は、組合 syndicat の総会 assemblée générale が決定する。CGT・FO系統の労働組合の場合には、連盟 Fédération 及び県連合 union départementale への上納金の割合に応じて、二種の証紙額が決定されている。⁽²⁾

証紙の最低額は、通常、一カ月当たり一労働時間の賃金の額に等しい額とされる。⁽³⁾CGT・FOの場合には、さらに、法定最低賃金の一時間相当額を下回ることとはできないとされている。⁽⁴⁾

CFDTのように、組合費を平均賃金の動きにスライドさせる旨の規定を設けている場合もある。

組合員は、毎年、証紙を購入し、それに毎月証紙を貼付することによって組合費を納入する。フランスでは、使用者による労働組合費の天引 prélèvement par les soins de l'employeur は、法律によって禁止されており、組合費は、サンジカ内部の徴収者 collecteur が組

合員から徴収するのが一般的である。戦後、労働組合運動の再建期に、徴収事務の合理化のため、各総連合とも、組合費徴収配分中央センター Service Central de Perception et de Ventilation des Cotisations を設けて徴収事務の系統化をはかるようになった。第一図は、各総連合における一般的系統を示したものである。⁽⁵⁾なお、CFDTが、一九七〇年に、改善案(第二図)を発表したほか、いくつかの案(例えば第三図)も提示されている。徴収に際しての最大の問題は、組合費納入者の把握が

難しい点にある。サンジカは、毎年一〇月頃、総連合書記局に対し、次年度に組合費徴収可能とみられる組合員数に対応する枚数の証紙の発行を要請するが、発行枚数のうち、実際に組合費が納入されるものの数は常にそれをおる程度下回る。また、組合員が証紙を購入しても、それに加えて一二月分の証紙を購入し、貼付する場合は稀で、平均すると七―八カ月分(CFDTの場合は九・五カ月分)に過ぎないといわれる。⁽⁶⁾

このため、各組織は、徴収事務の効率化、徴収もれの防止などに意を用いており、とくに組合費徴収者の徴収活動意識の高揚や、正確な徴収事務の執行を目指す手引

等の作成、活用に力を入れている。

二 労働組合の収入、支出構造

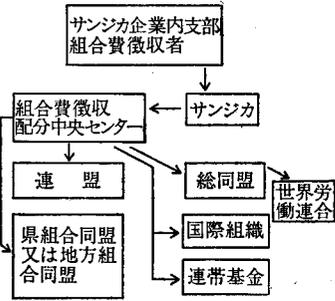
労働組合組織（ナショナルセンター）の收支構造については、きわめて限られた資料しか入手することができないが、それらを検討してみると、次のような点が指摘されよう。

その第一は、収入源についていえば、当然、組合費の占める比重が最も大きいものの、組合役員の社会的活動に伴う謝金、法律に基づく労働者教育のための補助金なども、無視し得ない額に達していることである。

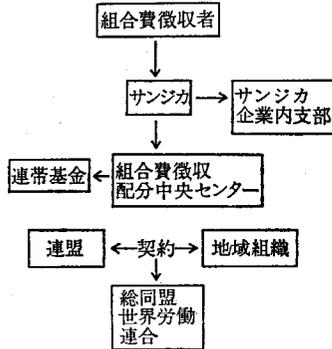
CGT（一九七〇年）についてみれば、年間収入の源泉別内訳は、組合費八二%、経済社会審議会出席謝金六%、その他一二%となっている（第一表）。この経済社会審議会出席謝金の組合収入に占める割合は、FOで六一%、CFTCで一五%となっている。

なお、右のような諸謝金、補助金など組合費以外の収入がある程度の割合を占めるという傾向は、総同盟以外の組織にも共通してみられる事実のようである。産業別組合は、法律に基づき、国有企業、社会保障基金などの評議会等に代表を出席させているが、その出席謝金が組合収入の一部を構成している。また、革新系政界出身の

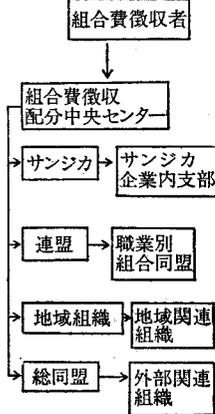
第1図



第2図



第3図



(119) フランス労働組合運動の財政基盤

第1表 CGT の収入及び支出 (1970年)
(フラン)

項 目	金 額
支 出	7,232,923.62
I 管 理 費	3,576,473.65
一般管理費 (明細は第2表)	1,597,801.24
人 件 費	1,978,672.41
II 教育宣伝費	1,019,396.62
パンフレット, ポスター, フィルム等作成費	553,503.19
定期刊行物, 出版物作成費	465,893.43
III 1972年大会準備費	250,000.00
IV 雑 費	431,564.96
国際組織加盟等費	315,611.53
補 助 金	10,250.00
原価償却費	105,703.43
V 出 資 金	130,000.00
県組合同盟及び連盟	80,000.00
投 資	50,000.00
VI 繰 越 金	1,825,488.39
収 入	7,232,923.62
I 組 合 費	5,897,281.37
II 経済社会審議会出席謝金	503,784.98
III 雑 収 入	831,857.27

資料出所 38^e Congrès national de la CGT, rapport financier in CGT, *Le Peuple*, No. 884, janvier 1972.

首長が存在する市が、CGT、CFDT等の地域組織に各種の助成を行う例もみられる⁽¹²⁾。

その第二は、収入面における予算額と実績との差が、しばしば大きく開くことである。これは、組合費の徴収に当たって種々の困難が存在し、組合員一人一カ年当たりの平均徴収実績が七八カ月分にすぎないという事情も反映していよう。CAREの報告によると、CGT金

属組合連盟の事例では、一九五九年度において、一五三万フランの予算額に対し、組合費未収のため生じた収入欠陥は四〇万フランに達したという⁽¹³⁾。また、ナショナルセンターの年次報告においても、「我々労働組合が行うべき事業の範囲に比べ、ここに提示する予算の規模はなお相当下回っているといわざるを得ない」(FO第六回大会)、「予算の構成には自信を有するものであるが、財源面での制約上控え目なものとなっている」(同第八回大会)などの表現が見受けられるのは、類似の事情の存在を暗示するものであると

いう。

第三は、支出面において、組合役員人件費の組織の管理に要する費用の全体に占める割合が相対的に大きく、教育、宣伝費、スト基金積立費及び互助共済活動費など、労働組合運動の展開に伴い必要とされる経費のそれが小さいことである。

第2表 CGT の一般管理費明細 (1970年)
(フラン)

項 目	金 額
車輛 (修理費, 維持費, 燃料費等)	123,215.07
旅 費	656,599.04
資料作成費	64,433.50
家賃, 租税公課	83,999.17
事務所費	39,193.30
通信運搬費	125,991.97
会議 費	103,308.19
雑 役 務 費	200,000.00
証紙及び証票印刷費	140,888.17
交 際 費	14,148.94
雑 費	46,023.89
計	1,597,801.24

資料出所 38° Congrès national de la CGT, rapport financier
in CGT Le Peuple, No. 884, janvier 1972.

第3表 CGT の役職員人件費 (1970年)
(フラン)

項 目	金 額
俸 給	1,367,250.81
健康保険, 家族手当基金, 労働災 害保険及び年金基金保険料等, 賃 金課税, 勤労者住宅税, 補足失業 基金保険料	586,066.71
交 通 費	21,894.60
そ の 他	3,460.29
計	1,978,672.41

資料出所 38° Congrès national de la CGT, rapport financier
in CGT Le Peuple, No. 884, janvier 1972.

CGT (一九七〇年) についてみれば、一般管理費と人件費との合計が総支出額の四九%を占めているのに対し、教育、宣伝費などの割合は一四%にすぎない(第一表)。各費目ごとの詳細は、第二表から第四表に示すとありであるが、一般管理費、人件費、国際組織加盟分担金等は組織活動に要する旅費などを除けば固定的な性格が強く、これに対して、教育、宣伝費等は弾力的な性格を有するため、収入が見込み額に達しなかった場合、そ

が、欧米各国⁽¹⁴⁾とフランスとの比較を試みると、その違いは無視し得ない。

第四は、労働組合の資産構成において、流動資産の比重が相対的に高く、組合事務所、組合教育センター、組合直営の生活協同組合等の施設、固定資産のそれが低いことである。

資料の得られるCGT (一九七〇年) についてみると、流動資産の比率はきわめて高い(第五表⁽¹⁵⁾)。このうちには、

の調整が後者によ
ってはかられる場
合が多いことが、
このような事情の
生じる原因の一つ
と考えられよう。
労働組合財政の
厳密な国際比較は、
各国の労働組合運
動方針のちがいや、
資料面での制約が
あって困難を伴う

第4表 CGT の国際組織加盟等費 (1970年)
(フラン)

項目	金額
来仏訪問団受入	44,134.26
訪問団派遣	65,746.60
CGT・世界労連会議	23,264.33
世界労連加盟費	120,000.00
CGT・イタリア総同盟会議	42,496.86
交際費	14,270.50
雑費	5,698.98
計	315,611.53

資料出所 38^e Congrès national de la CGT, rapport financier in CGT *Le Peuple*, No. 884, janvier 1972.

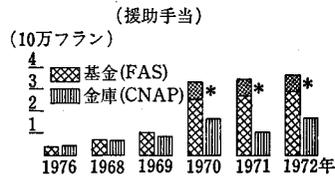
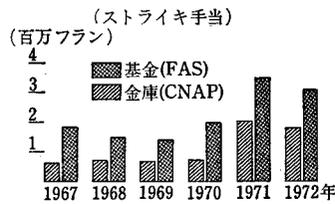
ストライキ基金の積立額も当然含まれるものと理解されるが、CGTの規約上、ストライキ基金としての役割を果たすこととされている「援助基金」Fonds d'Aideの総資産に対する割合は、一％にすぎない。

第五は、ストライキ基金等からの支出は、ストライキ件数等の動きにある程度対応して毎年変動するもの(第四図)、戦後最大の争議が発生した一九六八年の場合などには、基金が事実上その機能を果たし得ないことがある。

これについて、CFDTにおいては、CFDTにおける制度面での実態をみると、次のようである。CFDTは、一九七三年に、ストライキ基金等

に関する組合規約を改正し、それまで別個に設置されていた「職業活動及び組合防衛のためのナショナルセンター基金」Fonds confédéral d'action professionnelle et de défense syndicale と「職業活動及び組合防衛のための全国金庫」Caisse nationale d'action professionnelle et de défense syndicale を合併して、「職業活動全国金庫」Caisse nationale d'action syndicale を新たに設けた。新金庫については、その規約により、①組合員がストライキに参加した場合、労働組合の団結権等擁護のため行動を必要とする場合及びそれに伴い関係組合員を

第4図 CFDT のストライキ基金等からの支出状況
(ストライキ手当)



資料出所 REYNAUD, J.-D. *Les Syndicats en France* Tome 2, Paris, Editions du Seuil, 1975, p. 102に引用されに CFDT 第36回大会 (1973年) 資料。
注 *印は、関係組合員の援助に要した額。1972年は推計。年間労働争議損失日数(100万日)は、1967年4.2、68年不明、69年2.2、70年1.7、71年4.5、72年3.7。

第5表 CGT の資産及び負債 (1970年)

項 目	金 額
資 産	12,352,273.49
I 動産, 不動産	485,591.85
Courcelles センター	72,500.00
資材, 車輛	412,093.07
保証証書	998.82
II 現金	2,571,091.79
III 預 金	8,506,881.97
当 座	
BCEN	6,400,000.00
BNP	110,000.00
Banque des coopéra-	
tives	253,370.77
BICROP	50,000.00
Vie ouvrière	750,000.00
定 期	
BCEN	303,559.03
BNP	11,621.52
Banque des coopéra-	
tives	30,636.14
BICROP	26,223.18
Crédit municipal	7,085.59
郵便貯金	67,807.05
Caisse	402,938.69
Mouvement de fonds	916,400.00
IV 貸 出 金	406,788.14
連盟, 県組合同盟	225,112.52
そ の 他	181,675.62
V その他資産	381,919.70
負 債	12,352,273.49
I 基金引当金	1,727,370.00
II 払 込 金	431,937.77
III 事業積立金	600,000.00
IV 大会積立金	359,177.24
V 払 込 資 本	100,000.00
VI その他負債	9,133,888.48

資料出所 CGT 38^e Congrès national de la CGT, rapport financier in *Le Peuple*, No. 884, janvier 1972.

援助する必要がある場合に、給付を行うこと(第二条)、
 ②金庫は、ストライキ等の実施決定に関しては、何等の
 権限も有しないこと(第一五条)とされているが、同時
 に、ナショナルセンターが指令するゼネラルストライキ
 については、給付を行わないこと、給付は、財源の範囲
 内で行うものであること(第八条)も定められている。

なお、第四図によると、労働基本権の擁護等のため基
 金から支出される金額の割合は、援助手当のうち一割強

となっている。

三 労働組合費の組織間配分

第一図に示すような労働組合費の徴収の仕組みにあつ
 て、各段階の組合組織に組合費とどのように配分するか
 は、複雑な問題をもたらした。

すなわち、労働組合の活動範囲が拡大するに伴って、
 ナショナルセンター段階に比べ、産業、地域段階に配分

(123) フランス労働組合運動の財政基盤

第6表 労働組合費の配分状況の推移 (CFDT)

(証票当たりフラン)

項 目	1950年	1960年	1970年	
ナショナルセンター	Confédération			
証 紙	Carte	0.30	1.05	
証 票	Timbre	0.07	0.20	0.60
県組合同盟	Union Départementale	0.15	0.36	0.79
連 盟	Fédération	0.15	0.36	0.74
職業活動等基金	F. A. S.		0.05	0.44
組合活動基金	Fonds de développement			0.21
国際組織	S. S. M.			0.07

資料出所 C. F. D. T. *Syndicalisme*, document spécial, 1 avril 1970 から CAIRE, G. *Les syndicats ouverts* Paris, P. U. F. 1971, p. 412 に引用されたもの。

される額の割合を増加させるべきだという主張が強まり、また、一九五〇代から七〇年代にかけての実績をみてもそのような傾向が生じているもの(第六表)、各段階の組織の力関係によっては、配分構造の変化に伴って種々の摩擦が生じた。

例えばFOでは、二重証票制が行われているが、産業別組織が強大な勢力を有している場合、地域組織への配分がしばしばなおざりにされることが過去にあったといわれ、またCFTC (CFDTとの分裂前)でも、類似の傾向がみられたという。

そのため、最近では、組合規約又はそれに準ずる根拠に基づいて、配分比率をあらかじめ決めておくやり方が一般的になっている。

CFDTの場合、一九七〇年の第三六回大会で財務憲章 *La charte financière* を採択したが、その内容は次のとおりである。⁽¹⁸⁾

- ① 組合費徴収額の根拠となる賃金の定義の明確化。
- ② サンジカ、産業別組織、地域別組織、ナショナルセンターへの配分額及び国際組織等加盟分担金の明確化。
- ③ 配分額のインデクゼーションの仕組みの導入(毎年四月の、時間当たり平均賃金率の対前年同月上昇率を用いて、配分額の見直しを行う)。
- ④ 各組織間の配分比率の将来における見直し方法と

見直し手続の明確化。

⑤ 経過規定の活用による新方式導入に伴う摩擦の回避。

そして、右の規定は一九七四年一月一日から実施されることとなったが、同時点における具体的率は左のとおりとされた。

① 組合費は、賃金月額額の〇・六五%以上とし、将来一・〇%以上に水準を引上げるため、大会毎に検討を加える。

② サンジカへの配分額は、組合費徴収済者一人につき一・一五フラン以上とする。

③ 単位地域組織への配分額は、同〇・二〇フラン以上とする。

④ 上位地域組織への配分額は、同一・六〇フラン以上二・二五フランとする。

⑤ 産業別組織への配分額は、同二・一〇フラン以上二・九〇フラン以下とする。

⑥ ナショナルセンターへの配分額は、同一・〇一フランとする。

⑦ 国際組織への納入額は、同〇・一〇フランとする。

⑧ 組合活動基金 fonds d'organisation——弱小組織

への応援基金——への積立額は、同〇・二五フランとする。

⑨ 右の②—⑧の金額については、時間当たり平均賃金率の上昇に応じて年一回改訂するほか、大会において、一般経済情勢に応じ改訂することができる。

このような規定は、CFDTの各段階の組織で行われてきた慣行の横断的な基準のもとにおける再編成を目指していたが、ある程度大幅な変更を伴うものであったため、各組織がそれぞれの自治権、既得権を主張して、対立が生じたといわれる⁽¹⁹⁾。

ちなみに、イゼール県のあるCFDTサンジカの徴収済組合費の配分実績(証券一枚当たりフラン)は、CFDT憲章の制定前である一九六八年において次のとおりで、各項目間のウェイトは、憲章の定めるそれとは大きく異なるものであることがうかがえる⁽²⁰⁾。

ナショナルセンター 〇・五二

全国産業別組合連盟 〇・六四

イゼール県地域組合同盟 〇・六四

職業活動及び組合防衛の ためのナショナルセンター基金	〇・二四
職業活動及び組合防衛の ための全国金庫	一・〇八
組合活動基金	〇・二〇
国際組織	〇・〇六
(以上、上部規約等に基 づくものの小計)	(三・三八)
ナショナルセンター追加分	〇・三〇
県地域組合同盟追加分	〇・二〇
グルノーブル金属組合	〇・六〇
ナショナルセンター機関紙 (Syndicalisme-Magazine) 購読代	〇・七〇
右の機関紙郵送料	〇・〇五
(以上、サンジカの独自 の決定に基づくものの小計)	(一・八五)
合計	五・二三
(1) CAIRE, G. <i>Les syndicats ouvriers</i> Paris, P. U. F.	

1971, p. 408.

(2) C. G. T.-F. O. *Comment est structurée et administrée Force Ouvrière* Paris, Editions Force Ouvrière 1980 に記載されている総連合規約第一六一九条(同書五〇—五二ページ)。

(3) CAIRE, G. *op. cit.* p. 409.

(4) 註(2)に引用した総連合規約第十九条。

右の規定は、未成年者等、法定最低賃金を下回る額の賃金の支払いが認められている労働者についても、その拠出すべき組合費の額は、法定最低賃金相当額である旨を定めたとの理解されている。

(5) CAIRE, G. *op. cit.* p. 410.

(6) C. G. T. *Le Peuple*, No. 893-894, mai 1972, 38° Congrès National de la C. G. T., Rapport Financier 及び CAIRE, G. *op. cit.* p. 409.

(7) 例えは C. F. D. T. *Tu es collecteur à la C. F. D. T.*, supplément à *Formation*, No. 63, juin, 1965, pp. 39—40 では、組合費の拠出は、①労働者が自己の労働条件の向上に必要な自発的組合活動の一つであること、②それによって個別組合員と組織との連帯感が高められること、③それは崇高な *de noble* 行為であり、組合費拠出の重要性の認識が、組合活動の必要性の認識につながるものであること、などが説かれている。

また、C. G. T.-F. O. *La Trésorerie Syndicale* (S. D.

11. 7×18.3 cm 32 p. 筆者が一九八一年一月 F O 本部を訪問した際入手したもので、CFDTの右の資料と共通する趣旨の説明を行ったあと、微収事務の具体的な内容を、図、写真などを用いつつ示している。

(8) 労働法典L第四五二条の1—L第四五二条の四。

(9) 経済社会審議会 Conseil Economique et Social は第二次大戦後に設立された政府の諮問機関で、政府は、重要な経済、社会関係法案等を議会上提し先立って諮問することとされている。また、経済社会審議会は、政府が諮問を行わない事項についても、建議をすることができる。現在、委員定数は二〇〇人。うち労働者代表四五名、うちCGT代表一一名。

(10) CAIRE, G. *op. cit.* p. 413.

(11) CAIRE, G. *op. cit.* p. 413.

(12) 例えば、パリ郊外の Nanterre には、CGT及びCFDT (CGTの約四分の一)の地域組織に毎年補助金が支給されている。一九七六年にはCGT二万六、六〇〇フラン、CFDT六、六〇〇フラン、FOヤロであった。他の市をみても、共産党出身市長である場合、CGTへの手厚い配分が目立つ (MONTARDO, Jean *Les Finances du P.*

C. F. Paris, Albin Michel, 1977, pp. 100—101)。

(13) CAIRE, G. *op. cit.* p. 417.

(14) さしあたり、三木幸四郎「労働組合財政読本」日本生産性本部、昭和五年、八六ページ以下参照。

(15) CGTの流動資産預託金をみると、フランス共産党等とのつながりが深くとらわれてくる北ヨーロッパ商業銀行 Banque Commerciale pour l'Europe du Nord や、預託配分協会 Société de Banque et de Participation の比重が、一九六八年から七三年までの間にあって、八二—九一%程度の割合を占めてくる (MONTARDO, Jean *op. cit.* pp. 202—205)。

(16) C. F. D. T. *Syndicalisme hebdo*, 15 mars 1973 に掲載されたものによる。

(17) CAIRE, G. *op. cit.* p. 411.

(18) CFDT, *Syndicalisme hebdo*, No. 1448, 7 juin, 1973.

(19) CAIRE, G. *op. cit.* p. 411.

(20) 配分額は、CARDEYELLE, Jacques et MOURIAUX, René *Les syndicats ouvriers en France*, Paris, Armand Colin, 1976, pp. 74—75 に引用されたものによる。

(一橋大学講師)